

港区立神明子ども中高生プラザの管理運営に関する年度協定書 (令和4年度)の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社日本保育サービス（以下「乙」という。）は、港区立神明子ども中高生プラザの管理運営に関して、令和4年4月1日に締結した「港区立神明子ども中高生プラザの管理運営に関する基本協定書」第31条の規定に基づき、「港区立神明子ども中高生プラザの管理運営に関する年度協定書（令和4年度）」（令和4年10月6日付一部変更）（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

1 原協定第4条を次のように改める。

第4条 基本協定第30条第2項に規定する指定管理料の額は、年間133,438,223円（消費税を含む。）とする。

2 原協定第5条第2項の表を次のように改める。

（支払の内訳）

対象期間	支払額
第1四半期	30,020,222円
第2四半期	36,510,397円
第3四半期	36,548,733円
第4四半期	30,358,871円
合計	133,438,223円

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年1月4日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井雅昭 印

乙 愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
千種ニュータワービル17F
株式会社日本保育サービス
代表取締役 坂井徹 印